

## 論文

### 性的マイノリティと学校の制度 ～文科省通知にみる教育原理の検討～

女子栄養大学准教授 中嶋（高津）みさき

#### 1. はじめに

2016年4月、文科省は『性同一性障害や性的指向・性自認<sup>1)</sup>に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）』という周知資料をまとめた（以下、周知資料）。これは、前年に出した通知「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」（2015年4月30日、以下15年通知）に対する学校や教育委員会からの質問に答え、通知の趣旨や具体的対応を補足しまとめたものである。小論は、この周知資料に基づく学校の対応を検討し、15年通知の意義を明らかにし、子どもの成長・発達を支援する教育実践上の課題を示すことを目的にする。

研究方法としては、まず15年通知の指導内容を明らかにするため、2010年に出された通知（以下、10年通知）<sup>2)</sup> および周知資料の二つと15年通知を比較検討し、その問題点を明らかにする。次に「性的マイノリティの子どもに対する学校の対応に必要なものは何か」を検討する。そのため（1）15年通知にいたる要因に関する先行文献の分析と（2）文献資料に基づき当事者から求められている学校の対応を検討する。（2）については、1）当事者が直面したトラブルのリスト、2）当事者が提案する学校の対応、をとりあげる。最後に、教育実践上の課題をまとめる。

小論では、周知資料のいう「性同一性障害や性的指向・性自認」の児童生徒のことを「性的マイノリティ」で総称したい。周知資料では、性別概念を生物的性(Sex)によらずに、性的指向(Sexual Orientation) 性自認(Gender Identity)の頭文字をあわせたSOGI<sup>3)</sup>により説明している。一般にはL（レズビアン）、G（ゲイ）、B（バイセクシュアル）、T（トランスジェンダー）を意味するLGBT<sup>4)</sup>という語も多用されているが、SOGIにより、性的指向をもたないアセクシュアル、遺伝子や性器が中間形態で、性自認も男女どちらでもないインターセックス、性的指向や性自認が変動するクエスチョニングなども、対象の児童生徒に含まれることを考慮し、性的マイノリティの用語を使用する。また日本精神神経学会では、精神疾患医療現場で使われる「DSM」分類用語の改訂（2014年5月28日）にあたり、①患者の理解と納得が得られる、②差別意識や不快感を生まない、③国民の認知度を高めるなどに留意して、性同一性障害を「性別違和」に変更した<sup>5)</sup>。学会の見解に従い、引用や要約を除き、小論では性別違和を用いる。

#### 2. 15年通知の指導内容について～10年通知および周知資料との比較検討から

15年通知によると、性別違和の子どもへの学校の対応は「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」（2003年以下、法）が制定されたことや、学校による性別違和の子どもの支援に対する社会的関心の高まりを受け実施してきた。

10年通知では性同一性障害の子どもを対象に、児童の立場から教育相談をおこなうこと、また保護者の意向に配慮しつつ、学級担任・管理職・養護教諭・スクールカウンセラー・医療機関が連携し、児童生徒の心情に十分配慮した対応をすることを求めている。

15年通知では、「性同一性障害に係る児童生徒だけではなく、いわゆる『性的マイノリティ』とされる児童生徒全般に共通するもの」とし、「自殺総合対策大綱」（2012年8月28日閣議決定）を踏まえると述べている。そしてまず「①性同一性障害に係わる児童生徒についての特有の支援」

について述べ、次に「②性同一性障害に係る児童生徒や「性的マイノリティ」とされる児童生徒に対する相談体制等の充実」について述べている。①では、「学校における支援体制」と「医療機関との連携について」として組織的対応についての原則をまとめ、具体的な「学校生活各場面での支援について」として、「服装、髪型、更衣室、トイレ、呼称の工夫、授業、水泳、運動部の活動、修学旅行等」について典型例を紹介している。さらに「卒業証明書等について」で本人確認の事務手続き上の便宜をはかる必要性にふれ、「当事者である児童生徒の保護者との関係について」では保護者支援の観点から指導方法を補足し、「教育委員会等による支援について」で教職員の資質向上やサポートチームの形成に言及している。最後に「その他の留意点」として、画一的対応をいましめ、個別の事例や学校・家庭の実情にあわせるよう重ねて補足している。②では個別的教育相談だけではなく、学級・ホームルームにおける対応をとりあげている。個別事例については、カミングアウトしたくない状況への配慮、相談しやすい環境づくりを説明し、最後に教職員の心ない言動をいましめている。

10年通知と15年通知との相違点をまとめると、まず15年通知では、対象が性同一性障害だけではなく、「性的マイノリティとされる児童生徒全般」へと拡大していることに注目しなければならない<sup>6)</sup>。第二に当該児童生徒の立場や心情に配慮した支援が、10年通知より強調されている。例えば「学校として先入観をもたず、その時々児童生徒の状況に応じた支援」をおこなうよう促している。特に保護者には、「学校における児童生徒の悩みや不安を軽減し問題行動の未然防止等を進めることを目的として」十分話し合うよう求めており、保護者の意向よりも児童生徒の悩みが優先されている点に注意したい。第三に人権教育を土台とする集団的な学習機会に言及している。②では、学級・ホームルームなど児童生徒集団を対象に「いかなる理由でもいじめや差別を許さない」生徒指導と人権教育の推進を土台とした支援を求めている。例えば戸籍上の性別によくみられる服装や髪型等をしていない場合に対し、その児童生徒の戸籍上の性別に係わらず一般的な対応として、服装や髪型を一時的に否定したり揶揄したりしない事例をあげて説明している。以上の検討の結果、15年通知の特徴は、対象を性的マイノリティに拡大している、児童生徒の立場や心情を配慮した支援を以前より志向している、人権教育を土台とする集団的な学習機会をもうけている、の3点にまとめられる。

ただし15年通知でははじめの部分で、「性同一性障害」には前掲の法に基づき医学上の診断を要するとの定義が引用されている。そのため医学的診断を必ずしも要しないという後述の説明と矛盾が生じ、医学的診断を要すると受けとめられる可能性がある。

翌年に出た周知資料では、表題に「性的指向・性自認に係る」をいれ、15年通知を4項目にわたり補足している。次に15年通知と周知資料との相違点をまとめたい。

まず表題において、15年通知で拡大した対象の中に、「性的指向・性自認」を加えることにより、同性愛など恋愛や性愛に係る性的マイノリティの問題を含むことを明示した。そして「1.用語について」において、性的指向と性自認の区別を明確に示し、SOGIについて説明を追加した。そして「2.性同一性障害に係る取組の経緯」において、性別の取扱いの変更には成年を条件とし、高校生以下は対象外であることを示した。

次に「3.学校における性同一性障害に係る対応に関する現状」で、「学校における性同一性障害に係る対応に関する状況調査」(2014年)に寄せられた606件の報告をもとに、当該児童生徒がカミングアウトしていない場合が約6割に達し、性同一性障害の診断を有しない者が全体の7割以上に達することを示した。医師の診断を要しない点と、当事者の存在を明かさずに指導する事例が一般的であることを周知した。

以上の変更点をふまえた4章で15年通知を再掲し、さらに「5.(通知に関する)Q&A」で、

学校および教育委員会の質問を Q 1 から 1 2 にしぼり、回答している。

このうち児童生徒の発達や個別の事案に対する配慮について述べた項目は、Q 1、Q 4、Q 5、Q 6、Q 8、Q 10、Q 11 である<sup>7)</sup>。学校の組織的体制に関するものは、Q 2～Q 4<sup>8)</sup>、医療機関との連携は、Q 7～Q 8<sup>9)</sup>、他の児童生徒にも係る教育に関するものは Q 5、Q 6、Q 9、Q 12 である。15 年通知の特徴とも関わる他の児童生徒にも係る教育について詳しく検討しよう。

「Q 5. 対応以前の問題として、学校として性同一性障害に係る児童生徒をどのように把握すれば良いのでしょうか。学校としてアンケート調査などを行い積極的に把握すべきなのか。

Q 6. 他の児童生徒に対し、秘匿しながら対応している事例はありますか。

Q 9. 性同一性障害に係る児童生徒への配慮と、他の児童生徒への配慮の均衡についてはどのように考えれば良いのでしょうか。

Q 12. 性自認や性的指向について当事者の団体から学校における講話の実施の申し出があった場合等、こうした主題に係る学校教育での扱いをどのように考えるべきですか。」<sup>10)</sup>

Q 9 と Q 12 は当該児童の特有の指導に関わり、他の児童生徒に対する指導が生じたことを示している。Q 9 では特有の指導と他の児童への通常の指導とのバランスをとる必要性が、また Q 12 では全員を対象とした性に関する指導の必要性が生じたことを示している。Q 5、Q 6、Q 9 は、当該児童生徒が秘匿している状態で、個別の事案として対応する時に、これまで児童生徒全体に指導してきた内容の部分的変更をおこなうため、他の児童生徒に秘匿しにくい状況が生じたことを推測させる。

だが Q 12 では、性的マイノリティに対する理解を進めるための学習機会の設定に対し、次のように回答している。「人権教育等の一環として、性自認や性的指向について取り上げることも考えられますが、その場合、特に義務教育段階における児童生徒の発達段階を踏まえた影響等についての慎重な配慮を含め、上記の性に関する教育の基本的な考え方や教育の中立性の確保に十分な注意を払い」指導をおこなう必要があるという<sup>11)</sup>。当事者の話しを聞く場合を含め、性教育に対し極めて慎重な姿勢を示している。

ここでいう「性に関する教育の基本的考え方」とは、「児童生徒の発達の段階をふまえることや、教育の内容について学校全体で共通理解を図るとともに保護者の理解を得ること、事前に集団指導として行う内容と個別指導との内容を区別しておく等計画性をもって実施すること等が求められるところであり、適切な対応が必要です」<sup>12)</sup>と説明されており、性教育及びジェンダー・バックラッシュ以来の文科省の見解<sup>13)</sup>である。

また「教育の中立性の確保」の文言は、いわゆるジェンダー・フリーによらない教育をさす可能性がある。SOGI ではそもそも生物的性別のみに限定していない。異性愛は、「からだの性」と「こころの性」と「性的指向」という三つの性別のバリエーションの一つに過ぎない。したがって「中立性」の意味は、本来様々な性別概念を等しく尊重する「性に中立」の意味でとらえなければならない。慎重な性教育への言及はバックラッシュを想起させるので、「性に中立」という意味での「教育の中立性」の積極的意義を不明確にしている<sup>14)</sup>。ただし SOGI の導入はジェンダー・バイアスに対する指導も可能にする。15 年通知でも、前述のように、戸籍上の性別に基づく服装や髪型と異なることを理由に、人格の否定や揶揄をしてはならないという指導例をあげている。

従って 15 年通知は、性的マイノリティの子ども総体に指導対象を拡大し、当事者の子どもの立場や心理に配慮し、事案の特有な事情（個別的事案）に対応しようとしたことが明らかになっ

た。また学級集団やホームルームといった集団的学習機会をもうけ、人権教育を土台に支援をおこなうという原則を示した。ただより詳細に実際の対応を検討した周知資料では、当該の子どもに対する個別指導と他の子どもに対する集団指導の両立に必要な、学校全体の教育的対応、特に性教育の実施について消極的姿勢が目立ち、それが一因で学校の対応に矛盾や限界をもたらしていることが明らかになったといえるだろう。

### 3. 性的マイノリティの教育に必要なものはなにか～原理的分析の試み

#### (1) 先行文献における分析の視点

ここでは15年通知が出される背景を分析した前掲渡辺論文(註6参照)に依拠し、先行研究の視点を検討したい。渡辺は、15年通知が出された背景を、性同一性障害や同性愛の問題が国内で社会問題化し、それが教育問題に収れんしたと説明する。その要因として、①TVを中心としたメディアによる社会的認識の広がり(人気タレントや人気ドラマ『3年B組金八先生』など)、②日本国内での同性愛者に対する人権意識の高まり(「府中青年の家裁判事件」及び「人権教育・啓発に関する基本計画」2002年閣議決定)、③性同一性障害に対する医療的支援の進展(前掲・法の成立による教育的支援への要望の高まり)、④自殺予防対策の展開(前掲「自殺総合対策大綱」)の4つをあげている。②では、1995年からの「人権教育のための国連10年」にふれ国連における人権意識の高まりにふれ、④ではHIVに関わり性的マイノリティの自殺念慮の比率の高さを紹介している。

国連人権理事会が採択した「人種、性的指向、性別自認に関する決議17/19」(2011年6月、以下決議)には、女性差別撤廃条約や子どもの権利条約の影響もある。特に子どもの権利委員会は日本への第1回勧告(1998年6月)で、若者の自殺、HIV罹患予防に対し、性教育の実施を求め(パラ42)、人権教育の学校教育課程への導入(パラ44)や学校における暴力くいじめ、体罰の根絶(パラ45)を勧告している。その後子どもの権利条約では、性的指向により差別されないと定め<sup>15)</sup>、日本の場合、第2回勧告(2004年1月パラ25)で少数者への差別の禁止を勧告していることも考慮したい。

女性差別撤廃条約や子どもの権利条約により進展した人権のとらえ方と人権の内容の質的とは何か。女性差別撤廃条約は、差別撤廃だけではなく、女性の権利を人権として認め、確立するという点で視座の転換をもたらしたという<sup>16)</sup>。また北京宣言(1995年9月)では「女性の権利は人権である」(パラ14)とし、女性の権利保障が他のあらゆる人権の保障と不可分であると宣言した。その結果、男性の人権保障においても、男女平等と女性の権利保障を必要とすると理解されている。つまり論理的には女性に対する差別や不平等をなくすことが、男性の尊厳を回復する。フランス革命では人権宣言の理想が、「一人でも不幸なものがいてはならないし、また他人を抑圧するものが一人でもいてはならない」<sup>17)</sup>と表現され、差別撤廃は特権を得ている人の人間らしさ(人間の尊厳)の回復を意味していた。それに重なる論理である。この人権のとらえ方は子どもの権利にも反映している。

人権の質的变化としては、北京宣言に続いて出された北京行動綱領が、家族のような親密な関係における暴力を人権侵害と認めたことを指摘できる<sup>18)</sup>。子どもの権利では子どもの最善の利益の保障が求められ、親に対して、子どもが権利主張でき、特に暴力による侵害を人権侵害ととらえることができるようになったことにあたる。

決議でまとめられた国際人権基準は、①同性愛者や性同一性障害者を標的とする暴力から個人を守ること②拷問や残虐な、非人道的なおよび品位を傷つける取扱いを防止すること③同性愛を犯罪とする法律を撤廃すること④性的指向や性同一性に基づく差別を禁じること⑤すべてのL G

B Tの人々に表現の自由、結社の自由および平和的集会の自由を保障すること註19)である。差別撤廃に加え権利の確立の視点があること、親密な関係における暴力やヘイトクライムを人権侵害ととらえることに、女性差別撤廃条約や子どもの権利条約の影響をみることができる<sup>20)</sup>。

(2) 文献資料によって示されている当事者から求められている対応について

1) 当事者が直面したトラブルリストの検討

ここではLGBT法連合会が2015年9月2日に作成した「性的指向および性自認を理由とするわたしたちが社会で直面する困難のリスト」(第2版)<sup>21)</sup>を参照した。就労や社会保障制度、家族制度(婚姻、養育、死別、相続など)では性別が男女のみで運用されていることで、例えば求人に応募できない、エントリーシートに記入できないなどの制度的不利益が生じていた。同性の法的婚姻が認められないため、様々な社会福祉給付や相続などで不利益が生じるケースもあった。セクシュアルハラスメント(レズビアンだからといって男性向けポルノ雑誌を見せられるなど)や性別にあわせた取扱いを受けられない(研修や病室における配置など)という問題も指摘されていた。パスポートや入国審査にまで及ぶ本人確認の制度上のトラブルの解決には、やはり行政上の性別概念の変更を必要としている。性別概念がすぐ変更できない中で、運用で変更できる部分を可能な限り変更していく行政サービスのあり方が問われている。2015年から地方自治体が認める動きのある同性婚、セクシュアルハラスメントに性自認や性同一を規則に明記したという人事院の措置(『毎日新聞』2016年2月3日)など、新たな動きを子どもたちに伝える必要がある。

社会の変化を念頭においたとき、子どもと教育に関するトラブルリストの内容において、15年通知でとりあげられている具体例のなかでさらに問題となるケースについては、学校の柔軟な対応や教職員の研修の充実が必要である。例えば「学校内に相談できる場がない」、「教師やスクールカウンセラーの知識・理解不足により対応してもらえない」、「本人確認の書類の性別表記により意図に反してアウトイングする」などの問題が相当する。これに対し15年通知で直接とりあげられていないケースとして、次の5つを抽出することができた。①教科書や授業において性的マイノリティに対する配慮がない場合があること、②図書やパソコンを使用した自習により理解を深める方法が充実していない場合があること、③将来像におけるロールモデルが得られないで悩む場合があること、④同性間の性的接触による感染症について教育されないなど性教育でも配慮されていないこと、⑤就学前教育から子どもには対応してもらいたいという要求があることである。これらはいずれも教育課程や教科課程の内容に関わる。授業を中心に教育課程の中で、性的マイノリティに関する学習機会を多面的に取り組む必要性を示唆している。この5つは、トラブルリストの中に教職員から出されたと思われるケースにも対応していた。

2) 当事者が提案する学校の対応の検討

ここで発達段階別に、教師へのアドバイスを示した遠藤まめた氏の提案をとりあげる<sup>22)</sup>。遠藤氏は「学校の「LGBTフレンドリー度」チェックリスト」で7項目をあげている。チェック項目には、1)で述べた教師の研修や①②に相当する内容の他、教師同士で話しあったり、学びあう機会があることをあげている。残り二項目は、LGBTであることのカミングアウトに向き合える、カミングアウトしている生徒や教師がいるであった。性的マイノリティが身近にいる状態なので、自然に存在し、意識せずにつきあえるような環境になっているかどうかを問うているのだろう。カミングアウトしやすい環境に学校を変えるという視点は15年通知に欠けている。

発達段階別の指導内容の提案は、「子どもに伝えたいメッセージ」という形でまとめられている。小学生で性自認について9項目、性的指向について13項目、中学生で性自認について12項目、性的指向について13項目、高校生で性自認について2項目、性的指向について4項目があげら

れている。全体を通じ、自分を大切にすることを基本に、事実をあるがまま説明し、子どもの疑問や悩みに無理なく答えている。中学生以上においては、必ず自分で調べる方法、相談する方法にふれている。自尊感情をベースとした指導、科学的認識をベースとした指導、子どもの悩みが知識として解決できるような指導という観点が提案されている。15年通知には、このような人格発達支援の視点が非常に弱い。

遠藤氏はさらに小学生、中学生、高校生に対して支援の重点をかえている。小学生は「からだの性」と「こころの性」の区別を中心にし、中学生では性自認や性的指向の受容に焦点をあて、高校生では自己表現の選択を中心に行っている。性の発達のとらえ方については、教育実践とあわせて検討し、確かめていく必要がある。

#### 4. おわりに

3の検討結果は、性的マイノリティが自然な存在として受容される学校を志向している。自然な存在として受容できる状況の形成には、平等・差別撤廃が性的マイノリティの子どもの権利保障に結びつき、さらにはその他の子どもの人権保障になるという視点が参考になる。15年通知の「特有の支援」という考え方は、平等・差別撤廃に相当する。さらに必要とされるのは、やはり性自認や性的指向についての理解を養う学習である。学習機会の保障は性的マイノリティの子どもの自尊感情を育て、その他の子どもの偏見を是正する可能性を生む。性的マイノリティの子どもとその他の子どもとの間にみられる同様の関係は、発達支援でも想定できる。学校における教育課程全体で、性的マイノリティに関わる内容をとりあげ、関連する蔵書や情報を集め、集団的学習を深め発達支援をおこなうことは、今後の実践的課題になる。学習内容は広い範囲を考えたい。人権の歴史的発展の過程でヘイトクライムや暴力の不当性にふれるべきだし、性的マイノリティが生きやすい社会や家族を知ることが、将来のロールモデルの形成を助ける。性教育に限らず全体の教育課程を見直す必要がある。その際子どもの声を尊重し、発達研究を深めなければならない。

性的マイノリティが自然な存在として受け入れられる状況をつくることは、カミングアウトできる社会関係づくりを目指すことに他ならない。性的マイノリティに関する学習が保障されていない現在、カミングアウトはとりわけ親密な関係にある保護者にとって受け入れがたいケースが多々みられる。性的マイノリティの子どもの権利保障において、特に保護者に対する支援の充実を求めていく必要がある。

15年通知は、これらの課題に取り組むきっかけを与えている。この通知の内容を活用して、以上の課題に取り組む条件づくりを継続し、学校全体の教育のあり方を子ども本意の変更を積み重ねることが大切である。今後は教育実践の検討が必要になる。教育実践の展開に則し、実践的課題の実現可能性を検討することを課題としておきたい。

註

1)性同一性障害 (Gender Identity Disorder) について法務省は、「生物学的な性 (からだの性) と性の自己意識 (こころの性) が一致しないため、社会生活に支障がある状態」と説明している。性的指向 (Sexual Orientation) とは、人の恋愛・性愛が向かう対象を示す概念を意味し、恋愛・性愛の対象が異性に向かう場合を異性愛 (ヘテロセクシュアル)、同性に向かう場合を同性愛 (ホモセクシュアル)、男女両方に向かう両性愛 (バイセクシュアル) という。性自認 (Gender Identity) は、自己の性別に対し、自分が認識している性別のこと (性の自己意識) をさす。  
([http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04\\_00126.html](http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00126.html) (2017.02.06.現在))。

2)2009年9月埼玉県教委は、小学校2年生の男子児童に対し、女兒として通学を認める決定をし

た（報道は 2010 年 2 月 25 日『毎日新聞』）。文科省は 2010 年 8 月「児童生徒が抱える問題に対しての教育相談の徹底について（通知）」を出し当該事例の説明を加えた。

3) SOG I は生物的性別や異性愛を含む。性別概念において、「産む、産まない」の区別は女性の固有の権利保障（出産保護や女性保護、女性差別撤廃条約 4 条、11 条 f）参照）も必要とされているため、生物的性（生物的解剖学的性）も考慮する必要がある。

4) LGBT の定義について、法務省の説明は「L：女性の同性愛者（Lesbian）G：男性の同性愛者（Gay）B：両性愛者（Bisexual）T：性同一性障害（Transgender）」である（註 1 ホームページ参照）。

5) 米国精神医学会が 2013 年に DSM-5（精神疾患の診断・統計の手引き第 5 版）を出し、精神疾患の診断分類を 19 年ぶりに改訂したことにとともなう用語の変更である。ただし性別違和の原語は、Gender Dysphoria である。

6) 渡辺大輔「性的マイノリティの子ども・若者の生きづらさと学校での相談・援助活動の現状と課題」日本生活指導学会『生活指導研究』33 号 P. 47～48。15 年通知の特徴として、個別の支援だけではなく、集団での学びの機会の保障が求められていることと、対象の拡大をあげている。

7) 発達段階や個別事例に対する配慮の必要性はみとめられている。Q11 の指導要録の変更が認められない場合は、今後、問題になる可能性があるが、小論では検討しない。

8) 15 年通知と基本的に変わらない内容だが、事案により柔軟な対応を求めている。

9) 診断を受けるかどうかは当事者の問題で、医療機関のサポートは一般的助言に限る。

10) 周知資料 8～9 頁

11) 周知資料 9 頁 1. 26～30

12) 周知資料 9 頁 1. 22～25

13) 中央教育審議会答申（2008 年 1 月 17 日）「心身の成長発達についての正しい理解」より。森良一「学校における性教育の指導について～学習指導要領に基づいて～」日本性教育協会『現代性教育研究ジャーナル』2011 年 9 月 2 頁参照。

14) 筆者は 2016 年 8 月 6 日 11 時半に、教育の中立性の解釈について文科省初等中等教育課に電話で問い合わせた。当初の回答は、「ジェンダー・フリーによらない、同性婚を推奨しない」であった。今回の周知資料では SOG I を示し、男女の区別に限らず異性愛以外の多様な性別を認めていることとの整合性を質問したところ、最終的には教育の中立性は「いわゆる「性に中立」と同じ意味で用いる」という解釈になるとの回答を得た。

15) 一般的意見 4 「子どもの権利条約の文脈における思春期の健康と発達」6 パラ 2003. 一般的意見 3 「HIV/AIDS と子どもの権利」8 パラ 2003. ARC 平野祐二の子どもの権利・国際情報サイト <https://www26.atwili.jp/childrights/pages/32.html> (2014. 02. 06. 現在) 参照。

16) 辻村みよ子『憲法と家族』日本加除出版 2016 年 4 月 P. 8。

17) 遅塚忠躬『フランス革命』岩波書店 1997 年 12 月 P. 15。

18) 堀江ゆり『『平等・開発・平和』をめざす世界の女性たち』『女性白書 2000』P. 19。

19) <http://www.unic.or.jp/activities/humanrights/discrimination/lgbt/> (2017. 02. 06. 現在)

20) 国連人権高等弁務官事務所『みんなのための LGBTI 人権宣言』2016 年 11 月。

21) LGBT 法連合会編『「LGBT」差別禁止の法制度って何だろう？地方自治体から始まる先進的取り組み』P. 224～243。

22) 遠藤まめた『先生と親のための LGBT ガイド もしあなたがカミングアウトされたなら』2016 年 7 月、P. 6～7、P. 188～194。

